

西宮市吹付けアスベスト除去等補助金交付要領

(目的)

第 1 条 この要領は、西宮市吹付けアスベスト除去等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(申請書等添付書類)

第 2 条 要綱に規定する各種申請書等に添付する関係書類は次のとおりとする。

1 補助金交付申請書（要綱第 8 条、第 1 号様式）

アスベスト調査事業

- (1) 付近見取り図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者がわかる書類
- (5) 事業者が共同住宅等の団体の代表者である場合においては、交付申請及び実施に関する証書
- (6) 現況写真（建物外観及び吹付け場所）
- (7) 調査に係る事業費の見積書
- (8) 調査に係る建築物石綿含有建材調査者の修了証明書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

アスベスト除去等事業

- (1) 付近見取り図（縮尺 2,500 分の 1 以上）
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 断面図
- (5) アスベストが吹付けられている箇所の詳細図
- (6) 建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者がわかる書類
- (7) 事業者が共同住宅等の団体の代表者である場合においては、交付申請及び実施に関する証書
- (8) 現況写真（建物外観及び吹付け場所）
- (9) 吹付けアスベストの存在を証する書類の写し（分析機関の成績書）
- (10) 除去等工事に係る事業費の見積書
- (11) 要綱第 6 条第 1 号に定める工事施工業者であることがわかる書類
- (12) 吹付けアスベスト除去等事業実施計画書（施工計画及び復旧計画）

- (13) 実施計画の策定等に係る建築物石綿建材調査者の修了証明書の写し
- (14) 大気汚染防止法、労働安全衛生法、建設リサイクル法などに基づく申請書の写し
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 完了実績報告書（要綱第 17 条、第 12 号様式）

アスベスト調査事業

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 石綿分析結果報告書
- (3) アスベスト調査にかかる分析機関からの請求書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

アスベスト除去等事業

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 事業の完了状況を撮影した写真
- (3) アスベスト除去等に関して施工業者と締結した契約書の写し
- (4) アスベスト除去等に関して前号契約書に基づく施工業者からの請求書の写し
- (5) アスベストの除去等を講じる前及び講じた後の当該室内及び室外、作業中における当該室内及び室外の更衣施設出入口、負圧・除じん装置排出装置吹き出し口付近及び養生シートの外側のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
- (6) アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出の写し及び適正に処理したことを証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3 補助金請求書（要綱第 20 条、第 14 号様式）

- (1) 補助金の額の確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

附則

（施行期日）

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。